

不調者に悩む経営者・人事担当者様へ

メンタルヘルスセミナー

労働法専門弁護士と精神専門保健士が語る

『遂に！ストレスチェック義務化決定！』

～法案改正の解説と効果的な今後の対応策～

2014年6月国会にて労働安全衛生法を一部改正する法案が成立し、ストレスチェックテストの義務化が決定しました。
2015年12月までに施行されることが決まっており、その前に社内のメンタルヘルス不調者に悩みをお持ちの経営者・人事担当者様に
に向けた「メンタルヘルスセミナー」を開催いたします。
企業内に向けたメンタルヘルス不調者とのトラブルは、今後の労働トラブルの中心になることが懸念されており、
メンタルヘルス不調者に対し、企業側の対応について大きく見直しが迫られています。
労働法専門の弁護士と精神保健福祉士が、実際に企業で起きている事例を基に実践的な話を交えながら
メンタルヘルス問題に取り組む順序や考え方、対策方法などを医療と法律の両観点からお話いたします。

開催日時

2015年3月11日(水)
19:00～21:00(受付:18:30～)

会場案内

弁護士法人 淀屋橋 山上合同
大阪市中央区北浜3丁目6番13号
日土地淀屋橋ビル(受付6階)

参加費用

無料

定員

30名(完全予約制)

講演内容

■第1部 19時10分～19時50分

「企業にとって“メンタルヘルス”がなぜ必要か？」
講師：精神保健福祉士 川上 水早子(企業組合ライフサポート)

■第2部 19時50分～20時30分

「ストレスチェック義務化法案について」
講師：弁護士 山下 遼太郎(弁護士法人 淀屋橋 山上合同)

■第3部 20時30分～20時45分

「メンタルヘルスシステムについて」
講師：常務取締役 谷田 和幸(株式会社メンタルヘルスサポート)

■第4部 20時45分～21時

質疑応答

■終了 21時

お申込 方法



会場案内図

- ①右のQRコードを読み込み
「お申し込みフォーム」に入力
頂き「送信」ボタンを押して下さい。
- ②下記リンク先の「お申し込みフォーム」
に入力頂き「送信」ボタンを押して下さい。
お申し込みフォーム <http://goo.gl/q2kYZw>
- ③FAX でお申込みの場合、下記の申込内容を
記入後、FAX送信して下さい。



御社名		住所	
担当者 氏名	部署：	TEL	
	役職：	FAX	
	氏名：	Eメール	

FAX 06-7635-9956